

申請・届出事項

申請又は届け出を要する事項	指 定 (更新) 申 請	廃止届	変更届	休止届	その他
新たに生活保護法による指定を受ける場合	○				
指定期間の更新を行う場合 ※ 助産師、施術者については更新手続の必要はありません。	○				
開設者を変更した場合 〔A氏→B氏、 親→子 法人→個人、個人→法人 等 ※医療機関コードが変わらない場合は 「変更届」にて届出をお願いします。〕	○	○			
指定医療機関が、病院→診療所、又は 診療所→病院に変更した場合	○	○			
指定医療機関の移転による所在地の変更 (訪問看護ステーションの移転は変更届)	○	○			
指定申請の際に届け出た事項に変更があった 場合 ※上記二項目の変更(開設者の変更、移転による 所在地の変更)を除く。 (開設者が法人の場合で、法人代表者の交代の場合は、届 出の必要はありません。)			○		
開設者が死亡又は失踪宣告を受けた場合		○			
業務を廃止した場合		○			
業務を一時的に休止した場合 〔建物の一部改築 勤務医師等の不足 その他〕				○	
休止した業務を再開した場合					再開届
指定を辞退する場合 (30日以上の予告期間を設けること)					辞退届
指定医療が医療法、健康保険法等による処分を 受けた場合					処分届

(注)「指定」、「廃止」、「変更」等の区分に疑義がある場合は、県の保健福祉課まで問い合わせてください。